

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市教育委員会

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>岡崎市教育委員会は、経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒(就学予定の者を含む。)について、当該児童生徒の保護者からの申請に基づき要保護者(生活保護受給者)、準要保護者(要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)の認定を行う。その後、当該認定者の保護者に対し、認定区分に応じ学校給食費や学用品費等の一部を支給する。</p> <p>また、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定される疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた時に、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条1号に規定する要保護者及び準要保護者の保護者に対し、医療券を発行し医療費の援助を行う。</p> <p>就学援助に関する事務として以下の事務を行う。</p> <p>(1) 保護者からの申請に基づき、生活保護受給情報と突合し要保護者の認定を行う。</p> <p>(2) 保護者からの申請に基づき、所得情報、児童扶養手当受給情報等と突合し準要保護者の認定を行う。</p> <p>(3) 要保護者の保護者に対し、医療券を発行し医療費の援助を行うほか、修学旅行費の援助を行う。</p> <p>(4) 準要保護者の保護者に対し、学用品費・学校給食費・校外活動費・修学旅行費・医療費等の援助を行う。</p> <p>(5) 就学援助受給対象児童生徒の転校等による異動の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務で取扱う。</p> <p>(1) 保護者からの申請に基づき、生活保護受給情報と突合し要保護者の認定を行う。</p> <p>(2) 保護者からの申請に基づき、所得情報、児童扶養手当受給情報等と突合し準要保護者の認定を行う。</p>
③システムの名称	1 就学援助システム 2 中間サーバー 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 宛名管理システム 5 データ連携基盤(庁内連携システム) 6 サービス検索・電子申請機能 7 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の27の項</li> <li>・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岡崎市条例第50号)第4条第1項 別表第1の17の項</li> <li>・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成31年岡崎市規則第27号)第18条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項)</li> <li>・番号利用法第19条第9号</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項)</li> </ul> <p>【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学校指導課
②所属長の役職名	学校指導課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市教育委員会事務局学校指導課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市教育委員会事務局学校指導課(0564-23-6425)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	1 ②事務の概要	岡崎市教育委員会は学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる、岡崎市が設置する小学校、中学校及び岡崎市に居住する愛知教育大学附属岡崎小学校・中学校の児童及び生徒について、当該児童生徒の保護者からの申請に基づき要保護者(生活保護受給者)、準要保護者(要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)の認定を行う。	岡崎市教育委員会は、経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒(就学予定の者を含む。)について、当該児童生徒の保護者からの申請に基づき要保護者(生活保護受給者)、準要保護者(要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)の認定を行う。	事後	
平成30年3月23日	2 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表第1の27項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という)第9条第1項 別表第1の27項	事後	
平成30年3月23日	4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) ・番号法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項) ・内閣府・総務省令(第19条第1項ナ、第44条第1項ツ)(別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項) ・内閣府・総務省令(第24条)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) ・番号利用法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項) ・内閣府・総務省令(第19条第1号ナ、第44条第1号ナ) 【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】(別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項) ・内閣府・総務省令(第24条)	事後	
平成30年3月23日	5 ②所属長	学校指導課長 伊豫田 守	学校指導課長 児玉 洋行	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法律上の根拠	・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1の17の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という)第9条第1項 別表第1の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第23条	・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岡崎市条例第50号)第4条第1項 別表第1の17の項 ・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成31年岡崎市規則第27号)第18条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第23条	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) ・番号利用法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項) ・内閣府・総務省令(第19条第1号ナ、第44条第1号ナ) 【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】(別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項) ・内閣府・総務省令(第24条)	・番号利用法第19条第7号別表第2及び同条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令」という。) 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項) ・内閣府・総務省令(第24条) 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項) ・内閣府・総務省令(第19条第1号ナ、同条2～6号、第44条第1号ナ、同条2～6号) 【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校指導課長 児玉 洋行	学校指導課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護 評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	[○]提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	-	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分である	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	・番号利用法第19条第7号別表第2及び同条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令」という。) 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項) ・内閣府・総務省令(第24条) 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項) ・内閣府・総務省令(第19条第1号ナ、同条2～6号、第44条第1号ナ、同条2～6号) 【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】	・番号利用法第19条第7号別表第2及び同条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令」という。) 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項) ・内閣府・総務省令(第24条) 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項) ・内閣府・総務省令(第19条第1号ラ、同条2～6号、第44条第1号ラ、同条2～6号) 【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第7号別表第2及び同条第8号</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令」という。)</li> <li>【別表第2における情報照会の根拠】</li> <li>・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項)</li> <li>・内閣府・総務省令(第24条)</li> <li>【別表第2における情報提供の根拠】</li> <li>・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項)</li> <li>・内閣府・総務省令(第19条第1号ラ、同条2～6号、第44条第1号ラ、同条2～6号)</li> <li>【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号別表第2及び同条第9号</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令」という。)</li> <li>【別表第2における情報照会の根拠】</li> <li>・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項)</li> <li>・内閣府・総務省令(第24条)</li> <li>【別表第2における情報提供の根拠】</li> <li>・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項)</li> <li>・内閣府・総務省令(第19条第1号ラ、同条2～6号、第44条第1号ラ、同条2～6号)</li> <li>【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】</li> </ul>	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岡崎市条例第50号)第4条第1項 別表第1の17の項</li> <li>岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成31年岡崎市規則第27号)第18条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の27の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第23条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の27の項</li> <li>岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岡崎市条例第50号)第4条第1項 別表第1の17の項</li> <li>岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成31年岡崎市規則第27号)第18条</li> </ul>	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号別表第2及び同条第9号</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令」という。)</li> <li>【別表第2における情報照会の根拠】</li> <li>・第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項)</li> <li>・内閣府・総務省令(第24条)</li> <li>【別表第2における情報提供の根拠】</li> <li>・第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項)</li> <li>・内閣府・総務省令(第19条第1号ラ、同条2～6号、第44条第1号ラ、同条2～6号)</li> <li>【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報照会の根拠】</li> <li>・番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項(38の項)</li> <li>・番号利用法第19条第9号</li> <li>【情報提供の根拠】</li> <li>・番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項(26.87の項)</li> <li>【30_学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報】</li> </ul>	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就学援助システム</li> <li>2 中間サーバー</li> <li>3 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>4 宛名管理システム</li> <li>5 データ連携基盤(庁内連携システム)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就学援助システム</li> <li>2 中間サーバー</li> <li>3 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>4 宛名管理システム</li> <li>5 データ連携基盤(庁内連携システム)</li> <li>6 サービス検索・電子申請機能</li> <li>7 申請管理システム</li> </ol>	事後	